

別紙 2-1 産地の戦略づくり支援

第1 趣旨

本事業は、穀物や園芸作物等の耕種品目の産地において、産地の抱える課題を踏まえつつ、産地に適したICT等の先端技術と栽培管理体系とを融合させた新たな営農技術体系を検討するとともに、その導入・実践に向けた具体的な戦略等を明確化する取組を支援するものである。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業により実施することができる事業内容は以下の取組とするが、(1)の検討会の開催及び産地営農体系革新計画（以下「革新計画」という。）の策定は必須の取組とする。

ただし、4(2)のただし書の場合にあっては、革新計画の策定を事業実施年度の翌年度に行うことができるものとする。

(1) 検討会の開催及び革新計画の策定

ア 産地の抱える課題の抽出や、課題解決に必要な営農技術等に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。また、必要に応じて、産地の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施するものとする。

イ 産地が抱える課題を解決するために必要な先端技術を組み入れた新たな営農技術体系、その導入・実践に向けて必要な取組、産地の関係者の役割等をまとめた革新計画を策定するものとする。

なお、新たな営農技術体系にはICT等を1つ以上組み入れるものとし、革新計画は以下(ア)から(カ)までを必須の項目とし、必要に応じて(キ)及び(ク)の項目を記載するものとする。

(ア) 対象地域・品目

(イ) 計画期間・目標年次

(ウ) 産地が抱える課題と目指すべき姿

(エ) 現在の営農体系（標準的な機械化体系と栽培技術）とその課題

(オ) 今後普及すべき新たな営農技術体系（ICT等の先端技術を活用したデータに基づく営農技術体系）

(カ) (オ)の普及に向けた関係者の役割・取組

(キ) (オ)の実現に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針（内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）

(ク) その他

(2) 新たな営農技術体系の検証

(1)の革新計画の検討に際して、先端技術を組み入れた営農技術体系の効果や産地への適合性を確認するため、検証試験及び導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての研修会等を行うものとする。

2 取組主体

事業の取組主体は、以下の要件を満たす協議会とする。

(1) 生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。以下同じ。）、ICTベンダー、農機メーカー、地方自治体等により構成されていること

このうち、生産者及び都道府県（普及組織）は必須の構成員とする。

- (2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること
- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること

3 補助対象経費等

補助対象経費の範囲は本別紙2 本体別表1の1のとおりとする。補助対象経費の具体例は以下のとおり。

(1) 検討会の開催及び革新計画の策定

1 (1)に係る経費のうち、検討会の開催に要する会場借料、外部専門家等の委員旅費・謝金、先進地調査等に係る調査等旅費、検討会資料、生産者向け周知資料等の印刷製本費、消耗品費。

(2) 新たな営農技術体系の検証

1 (2)に係る経費のうち、新たな営農技術体系の検証試験を行うための検証ほ場・農業機械・施設の借上費、技術指導講師の委員旅費・謝金、資料作成のための印刷製本費、簡易な農業機械の改良に係る役務費、データ分析に係る委託費。

(3) 補助金額の上限

補助金額の上限は、1取組主体当たり200万円とする。

4 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業の成果目標は、目標年度において、「取組主体が革新計画を策定すること」とする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度とする。ただし、都道府県知事は、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合には、目標年度を事業実施年度の翌年度に設定することができるものとする。この場合においては、都道府県知事は、第3の1(2)により地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出する都道府県事業計画書の添付資料において、目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

- (1) 取組主体は、別添1により事業実施計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該協議会の事務局が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画の内容を審査し、成果目標のほか、当該都道府県の農業振興に係る方針等との整合性に照らし適切と認めた場合は、別添2により都道府県事業計画書（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、複数の取組主体が(1)に定める事業計画を提出する場合には、都道府県知事は、都道府県計画の提出に当たって、都道府県としての品目の重要性、取組の先進性、実

現性等を踏まえて取組主体に優先順位を付与し、事業計画を添付するものとする。

2 都道府県計画の承認

- (1) 地方農政局長は、1 (2) により提出のあった都道府県計画について審査を行い、適切と認められる場合は、都道府県計画を承認し、当該都道府県計画を提出した都道府県知事に対しその旨を通知するとともに、その旨を生産局長に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) の承認に基づき、事業計画を承認し、当該取組主体に対しその旨を通知するものとする。

3 2の都道府県計画について、以下に掲げる重要な変更に係る手続は、2に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体等の変更
- (2) 本要綱本体別表の事業内容の欄の取組の新設又は廃止
- (3) 事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増
- (4) 事業費又は国庫補助金等の3割を超える減
- (5) 成果目標の変更

4 事業の交付決定及び事業着手

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとし、その申請は、スマート農業総合推進対策事業費補助金等交付要綱（令和2年4月1日付け元農会第863号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が承認され、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別添4により、地方農政局長に提出するとともに、交付要綱第5の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。
- (3) 地方農政局長は、事業実施主体が(1) のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 都道府県知事への報告

- (1) 全ての取組主体は、事業の実施状況報告書を別添4により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事が第2の4(2)のただし書により目標年度を事業実施年度の翌年度に設定した事業の取組主体は、(1)に定める報告に加えて、革新計画の策定後においても速やかに、(1)の定めに基づいて都道府県知事に対し、再度報告を行うものとする。

2 都道府県知事は、1により報告のあった事業の実施状況等から、事業が適正になされていない

と判断する場合には、取組主体に対し適正に取り組むよう指導するものとする。

- 3 都道府県知事は、1により報告のあった取組主体の事業実施状況について、1（1）による報告の場合は8月末までに、1（2）による報告の場合は報告を受けた後速やかに、別添5により地方農政局長に報告するものとする。

第5 その他

都道府県への配分額の算定は、予算の範囲内において、別添6により行うものとする。